

令和 2 年 第 1 1 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和2年第11回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和2年11月19日(木) 午後1時30分

1. 場 所 箕面市立市民会館2階 大会議室2

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員 稲 田 滋 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 尾 川 正 洋 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
副部長兼教育政策室長
子ども未来創造局 岡 裕 美 君
担当副部長
子ども未来創造局 石 橋 充 久 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 小 西 二 朗 君
担当副部長
学校生活支援室長 宇 根 彩 美 君
青少年育成室長 今 峰 秀 樹 君
学校教育室長 高 取 貞 光 君
中央図書館長 大 迫 美 恵 子 君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事 乾 敬一朗 君
教育政策室 林 由 記 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立図書館管理運営規則改正の件
- 日程第 4 箕面市就学援助規則改正の件
- 日程第 5 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市立教学の森野外活動センター休所の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 9 生徒指導の件

(午後1時30分開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和2年第11回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、高野委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関係ですが、10月1日に今年度第一回目の総合教育会議を行いました。上島市長就任後、初めての総合教育会議でして、まずは教育大綱2020の進捗状況と今後の取り組みについていろいろと議論しました。また、市長の所信表明の中に込められておりました2つの事例、熱中症対策と箕面市青少年教学の森野外活動センターについて少し議論を深めたところです。教育長関係ですが、令和2年第3回箕面市議会定例会が9月7日から10月27日の間に開催されました。10月6日の文教常任委員会におきましては、多岐にわたり多くの質問、質疑が行われました。また一般質問につきましても、暑さ指数など多岐にわたった質問が行われました。教育行政の課題等についてですが、10月2日に大阪府都市教育長協議会の10月定例会が行われました。大阪府あるいは文科省に対する予算要望の最終案を作成しまして、トピックスとしては、今まで35人学級の実現をという要望を入れていたのですが、今年度は30人以下学級の実現ということを、統一して要望しようということで作り上げました。10月29日に大阪府都市教育長協議会秋季研修会がありまして、私は所用のため途中までの参加でしたが、箕面でも少し検討を始めようかと思っております。民間の屋内プールでの水泳授業について、貝塚スイミングで行われているのを視察しました。すごく興味深く楽しみにしておりましたところ、民間の業者のかたがしっかりと指導をするという形で、いい感じだと思いました。ただ箕面市と状況が違うのは、貝塚市はもともと学校にプールがなかったため市民プールを使っていたところ、貝塚スイミングスクールができるということでスクールにシフトしたということです。ですので、我々が今、民間のプール活用で課題としているのは、スイミングスクールのもともとのクラスの活動や会員の自由に泳ぐ時間が昼間に設定

されいることでなかなか学校で独占するというのは難しいということですが、貝塚市はスイミングスクールが立ち上がったのと、学校が民間のプール活用としようとしたことが同時でしたので、先に昼間に学校のプールの時間を確保した上で、その空いている時間に会員のスクールの時間を取るといった対応をしたため、時間の調整ということができているのかと思いました。次に行事関係ですが、7日に臨時校長経営会議を開催しました。豊川北小学校で新型コロナウイルス感染症の感染者が出ましたので、それについての情報共有と引き続き各学校でしっかり対策をして欲しいということについて共有しました。10日に幼稚園、保育所の運動会を予定しておりましたが、雨で順延になりましたので、幼稚園については翌日の11日、保育所については14日と21日に分かれて運動会を行っております。生涯学習関係につきましては、11日にオリンピックに学ぶバドミントン教室、24日は世代間交流軽スポーツ大会、ペタンク大会を新型コロナウイルス対策を十分取りながら開催したところで

この機会に2点だけご報告させていただきます。1点はご承知のとおり、全国的に新型コロナウイルスの第三波がきておりました、感染者が増えておりますが、箕面の場合は先ほど報告しました10月の初めに豊川北小学校で感染者が出てから、家族や子どもが濃厚接触者になったという情報が入ってこない日はないのですが、ここまでのところは陽性者が出たという情報はありません。ご心配をおかけしておりました修学旅行も、ほぼ終わりました、特に修学旅行に行ったことで感染したなどという悪い情報も入ってはきませんが、まだ1校だけ残っております。すでに修学旅行に行く基準を市教委の方から発出しており、例えば大阪モデルのステージがレッドだった時は行かない、箕面市内で複数のクラスターが発生したら行かない、といった基準にのっとって、場合によれば順延、中止ということもあります。この報告が1点と、もう1点が箕面市の新改革プランなるものが明日公表されることになっております。週明け24日には教育委員会に説明をいただけることになっているので、今後この説明を受けて教育委員会の中でいろいろと議論させていただきたいと思っております。やはり大きな問題ですので、この素案が完成するまでには総合教育会議を少なくとも2回くらいは設定しなければいけないかと思っております、できれば1回は12月早々に早い段階で開きまして、市長の改革に向けた思いや、資料には出ていないところのやりたいことを聞く機会を持ちたいと思っております。もう1回はパブリックコメントも終わって集約する段階でもう一度総合教育会議をさせていただいて、こういう方向でいくという確認の場にしたいと思っております。以上をもちまして教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第9、報告第73号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、議案第64号「箕面市立図書館管理運営規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求

めます。

○子ども未来創造局中央図書館長： 本件は、箕面市立船場図書館の開館時間等を定めるとともに、図書館の管理運営について整理するため、箕面市立図書館管理運営規則の一部改正を提案するものです。主な改正内容としましては、新たにオープンします船場図書館の開館時間等について、平日の開館時間を延長し、午前9時から午後8時までとし、月曜日を閉館とすること等について新たに規定しようとするものです。またこの改正に合わせて、種々の管理運営上の規定につきまして整理させていただこうとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第64号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、議案第65号「箕面市就学援助規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、就学援助制度と児童福祉法に基づく給付との調整に係る規定を設けるため、箕面市就学援助規則の一部改正を提案するものです。主な改正点としましては、就学援助制度では、認定者に対し、規則第4条に定める給食費等の経費を給付しておりますが、児童福祉法に規定される里親措置費のなかには、就学援助制度と同様の経費も含まれますことから、就学援助制度及び里親制度の両制度の認定を受ける場合、同じ経費に対し、交付に重複給付が生じないように修正を行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第65号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、議案第66号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、就学援助制度に係る規定を整理するため、箕面市就学援助費給付要綱の一部改正を提案するものです。主な改正点ですが、現在就学援助制度における家計急変への対応としましては、保護者が希望される場合には所得確定前であっても、みなし所得による給付を行うことを可能としております。本市の就学援助制度は所得に応じて給付費目を段階的に定めておりますので、当該年の所得確定後、より手厚い区分での給付を受けられる場合、差分の追加給付を受けることができるように整理するため要綱改正を行おうとするものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 新型コロナウイルスの影響で、非常に家計がしんどい世帯が増えてきているということですが、就学援助の申請も増えてきているのでしょうか。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 申請の数については例年どおりの推移と見ておりま

- す。
- 委員（稲田滋君）：それは例年どおり申請の数に変化がないということですか。就学援助制度についてきちんと周知等はできているのでしょうか。
- 子ども未来創造局学校生活支援室長：コロナに関連しましては、失業等に伴ってのご相談に来られるかたはいらっしゃいます。周知につきましては、家計が急変したことに伴って、就学援助制度が適用されるように今年度改正しておりますので、そのタイミングで各保護者に周知、ご案内はさせていただきました。
- 委員（稲田滋君）：ありがとうございます。今後も丁寧な周知をよろしくお願います。
- 教育長（藤迫稔君）：せっかくなので、今年度、困っている時に対応できるよう、家計急変に伴って就学援助制度が適用されるよう改正したことについて、この場で共有してください。
- 子ども未来創造局学校生活支援室長：就学援助制度というのが、これまで前年の1月から12月末までの所得を用いて、次の春の認定を行う形をとっていたので、保護者のかたからすると、古い年の所得をもってでなければ認定を受けることができず、急に失業されたりして数ヶ月所得がない方についても、以前は前年1年間の仕事をされていた時の所得でしか判定をすることができなかったのですが、家計の急変について対応が取れないというのが課題だということになりまして、今の所得状況を確認させていただいて、みなし所得としてこの一年間どのような所得になるかを試算させていただき、それを判定基準と照らし合わせて就学援助の適応範囲内であればすみやかに給付をするという制度になるよう、今年度改正しております。
- 教育長（藤迫稔君）：要するに改正前までは、コロナで家計が急変して今困っていると言っても、去年の所得で審査するため就学援助が適用されません、ということがありましたが、今はみなし所得で試算しますので、今、家計がしんどいと言えば適用される場合があるということですね。ただ改正したにもかかわらず、申請の数が例年どおりという状態は、どう解釈すれば良いのでしょうか。
- 子ども未来創造局学校生活支援室長：ご相談にはいらっしゃいますが、結局本審査の結果、認定される所得でなければ就学援助費を返還する必要があります。今学校に支払う必要があるお金が用意できない状況のかたであればお申し込みされますし、月々の引き落とし金額であればしのげるというかたについては12月末に所得が確定するのを待つというご判断されるケースも見受けられます。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第66号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第6、議案第67号「箕面市立教学の森野外活動センター休所の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。
- 子ども未来創造局青少年育成室長：本件は、施設の老朽化及び年間稼働率の低い状況を踏まえ、箕面市教学の森野外活動センターの今後のあり方を検討するために提案するものでご

ございます。現在同センターは財団法人大阪府青少年活動財団が指定管理者として管理、運営を行っておりますが、宿泊利用で年間稼働率が約12%と低い状況にとどまっており、豊かな自然環境に恵まれておりながら、交通や周辺施設の利便性が高い好立地条件を最大限に生かしていない状況にあります。また、築後40年が経過し、施設の老朽化等の課題もあることから、自然体験やレクリエーションなどの市民ニーズに合った魅力的で幅広い目的で活用可能な施設にするため、民間事業者の力を最大限に生かせるよう検討を進めているところです。しかし、現在の指定管理の期間については令和3年3月31日までであり、この期間内に次期指定管理者の公募が困難であるということ、指定管理期間の延長を行った場合、指定管理料等を勘案した結果、令和3年4月1日から当分の間、休所することといたしました。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 来年4月から休所することで、市内の小中学校、市内の各種団体に影響を及ぼすということはないのですか。

○子ども未来創造局青少年育成室長： 来年の4月以降9月までで予約を取られていたものが、市内外で11団体ありまして、その団体については連絡を取りまして休所のご理解をいただいたところです。他の施設を紹介して欲しいと言われた団体が2、3ありましたので、そこについては現在調整中です。学校や「青少年を守る会」などの地域団体については、今後周知をしていきたいと思っております。

○教育長（藤迫稔君）： 今後のスケジュールについては、どんなイメージを持っていますか。1年間、休所をしている間、どんな作業をしていくのですか。

○子ども未来創造局青少年育成室長： 現在、市役所の各セクションにも力を借りながら民間事業者と調整をはかっているところで、年内に様々な案をもらえたらと思っております。それらを踏まえて検討していき、基本的には来年1年間を休所という形で考えているのですが、もし早く仕様書ができて公募ができるようになれば公募作業も早め、来年度途中ででも、業者を決めて工事等進められたら良いと考えているところです。希望的観測のところもありますが、スケジュールのイメージとしてはそのような状況です。

○教育長（藤迫稔君）： 今説明がありましたけれど、公募にしてもあまり仕様の幅を狭めてしまうと意味がないので、今の段階では「こんな土地があります」くらいで、あまり幅を狭めずにできるだけ広げて何でも提案できるということから始め、徐々に仕様を絞っていくというような流れになると思うので、途中でいろいろな案が出てきた時にはご相談させていただきたいのでよろしくをお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第67号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、報告第71号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条

第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第71号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第8、報告第72号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和2年10月15日に開催された令和2年第10回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第72号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第9、報告第73号、「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員及び傍聴の方は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員の退席）

（報告第73号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案4件、報告3件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）： ありがとうございます。これもちまして、令和2年第11回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時5分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）